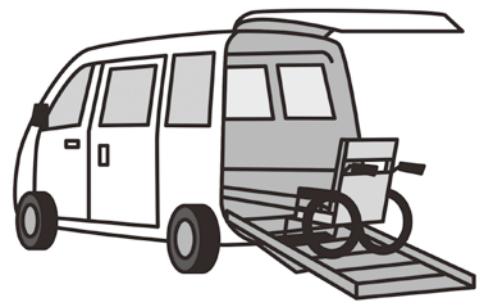


庄原市高齢者外出支援券交付事業 ～在宅で車椅子を利用している要介護者にタクシー券を交付～

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1143

- 市は、要介護者の経済的負担の軽減と外出機会および活動範囲を広め、福祉の増進を図るため、要件に該当する人に高齢者タクシー利用助成券を交付します。
- 対象者**
- 次の①～④の条件をすべて満たす人が対象です。
- ① 市内に住所があり、65歳以上で要介護認定が3～5の人
 - ② 在宅であり、日常生活で車椅子を利用している人
 - ③ 庄原市障害者外出支援券の交付を受けていない人
 - ④ 市民税が非課税の人
- 申請手続き**
- 高齢者福祉課高齢者福祉係または各支所地域振興室へ申請書を提出してください。
内容審査後、タクシー利用助成券を郵送で交付します。
※郵送での申請も可能です。



- 助成内容**
- 対象者には、高齢者タクシー利用助成券を交付します。
年間最大2万4千円
※申請月や介護認定期間によって、交付額が変更となります。
- 申請上の注意**
- 本人以外が申請する場合は、代理人の運転免許証など、本人確認書類が必要です。
また、令和6年1月2日以降に本市に転入した人は、非課税証明書が必要です。

庄原市じん臓障害者通院助成事業 ～血液透析治療者へタクシー乗車券を上乗せして交付～

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

- 市は、通院により血液透析治療をしている人の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、要件に該当する人に通院に要する費用の一部を助成しています。
- 対象者**
- 市内に住所を有し、在宅で通院により血液透析治療をしている人
- 申請手続き**
- 次の必要書類を持参の上、社会福祉課障害者福祉係または各支所地域振興室へ申請書を提出してください。
必要書類（助成内容①を希望する人のみ）
- ・身体障害者手帳（所持者のみ）
 - ・医療機関が発行する血液透析通院証明書（新規申請の場合のみ）

【血液透析タクシー乗車券 上乗せ距離区分】	
自宅から医療機関までの距離(片道)	上乗せ交付枚数
10km以上20km未満	300円×60枚
20km以上30km未満	300円×120枚
30km以上40km未満	300円×180枚
40km以上	300円×240枚

- 助成内容**
- 次の①、②のどちらかを選択できます。
- ① **血液透析タクシー乗車券**
年間最大7万2千円
※300円×240枚の血液透析タクシー乗車券に加えて、次の距離区分に応じてタクシー乗車券を上乗せ交付します。
※血液透析開始日によって、交付枚数が変動します。

② 自宅から医療機関の各最寄り停留所までの公共交通機関運賃の半額助成

安心安全な毎日のために

庄原消防署からの お知らせ



庄原消防署 ☎0824-72-9911・東城消防署 ☎08477-2-4005

- 乾燥した気候に注意！**
令和7年
全国山火事予防運動統一標語
「ふるさとの
山を守るう
火の手から」
- 山火事に注意しましょう！**
ことしに入って全国で大規模な山火事が、相次いで発生しています。
例年、この時期は空気が乾燥し、強い風が吹く気象状況と、山では枯れ葉や枯れ草など、「燃えやすいもの」が多くある状態に加え、農作業で「野焼き」や「たき火」などが実施されることにより、山火事が発生する危険性が高くなります。
山火事は、いったん発生すると容易に消火することができず、大切な森の緑を一瞬にして奪います。特に、空気が乾いている日や風が強い日にはたき火や野焼きをしないなど、火の取り扱いには十分な注意が必要です。
- 屋外で火を取り扱うことは、原則禁止されています**
次の行為は、原則禁止され
- ています。
- ・庭や空き地での家庭ごみの焼却
 - ・庭木や落ち葉・枯れ草の焼却
 - ・たき火の後始末や見張りを疎かにする
- 例外的に認められた行為でも気象状況により中止の判断をしましょう**
例外的に認められた行為とは
- ・暖を取るためのたき火（直径50cm以内）
 - ・キャンプファイヤー
 - ・バーベキュー
 - ・農業、林業、漁業を営むため、やむを得ないもの（あぜ草の焼却など）
 - ・風俗習慣または宗教上の行事（とんどなど）
 - ・国などの公共団体が施設の管理を行うために必要なもの（河川敷の草焼きなど）
- 例外的に認められた行為であっても、屋外で火を取り扱う際には、必ず消火用具を準備し、空気の乾燥、風が吹いているなどの気象状況をいつも気にするように心掛け、中止の判断をしましょう。

ほのぼののネットを知っていますか



ほのぼののネット ☎0824-73-1214

- 市は、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談窓口を一本化し、安心して子育てができるよう、「ほのぼののネット」を設置しています。専門職が家庭訪問や面談などを行うことで、一人一人に寄り添った、切れ目のない支援をします。
- 妊娠や育児について気になること、聞いてみたいことがあるれば、お気軽にご相談ください。
- 子どもの成長と一緒に確認しましょう！**
ほのぼののネットでは、次の専門職が常駐し、さまざまな相談に応じます。
- 保健師**
子どもや保護者、子育てに関わる全ての人の心と体の健康を支えます。
- 助産師**
妊娠中・産前産後の過ごし方や授乳、赤ちゃんの発達に関する相談にお答えします。
- 保育士**
子どもとの遊び方や関わり方など、子育てに関する相談を受けます。
- 社会福祉士**
相談窓口の案内や、専門機関への架け橋になります。

- 相談・連絡はこちらまで**
基幹センター
ほのぼののネット
(市役所本庁舎2階)
☎0824・73・1214
サテライト
西城支所地域振興室
☎0824・82・2202
東城支所地域振興室
☎08477・2・5131
口和支所地域振興室
☎0824・87・2112
高野支所地域振興室
☎0824・86・2115
比和支所地域振興室
☎0824・85・3001
総領支所地域振興室
☎0824・88・3063



ほのぼののネットのメンバー